

○障害児通所支援事業者のみなさまへ

本市では、令和6年9月から運営指導（実地指導）の事務の一部委託を開始しました。

それに伴いまして、運営指導（実地指導）について以下のとおり取り扱うこととしますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

1 受託事業者について

〒460-0003

名古屋市中区錦3-4-6 桜通大津第一生命ビル3F

株式会社アイランド・ブレイン 名古屋本社 運営指導（実地指導）担当

電話番号：052-950-2320

メールアドレス：tsuusyo_nagoya@islandbrain.co.jp

2 事前提出資料について

(1) 提出先

1の受託事業者

(2) 提出方法

事前提出資料の電子データをメールによりご提出ください。

（送付先は1に記載のメールアドレスです）

電子メールによる提出が難しい場合は、郵送による提出も可能です。

なお、郵送の場合は、同社内の「運営指導担当宛て」と明記してください。

(3) 事前提出資料提出後の連絡

資料に不備があったり、補正が必要となった場合は、1の受託事業者から連絡します。

3 運営指導（実地指導）後の対応について

(1) 結果通知

1の受託事業者からメールにて送付します。

(2) 改善報告書の提出先

2(1)に同じ

(3) 改善報告書の提出方法

2(2)に同じ

(4) 改善報告書提出後の連絡

改善報告書に不備等があった場合は、1の受託事業者から連絡します。

※運営指導(実地指導)の結果、過誤調整が必要となった場合、過誤調整の手続きは子ども福祉課にて対応します。

※本件は令和6年9月以降、同年度内に運営指導(実地指導)を行った事業所に適用します。